

障害のある人の自立に向けた支援を着実かつ計画的に推進していくため、福祉施設入所者の地域生活への移行や、入院中の精神障害者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設からの一般就労への移行について、具体的な成果目標を設定し、その達成状況を把握しながら進めることが求められています。

本計画では、国の改正基本指針に即して、平成29年度を目標として、具体的な成果目標を次のとおり設定し、その目標の達成に向けた取組を進めていきます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害のある人がそれぞれの能力や適性に合わせて、地域で自立した生活を営むことができるよう、入所施設から地域生活への移行を積極的に進めていきます。

なお、ここでいう地域生活への移行とは、入所者が施設を退所し、生活の場を自宅や共同生活援助（グループホーム）、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移ることなどを指します。

また、その対象となる入所施設は、障害者支援施設とします。

(1) 第1期、第2期及び第3期計画の評価

地域生活移行者数は、目標を大きく下回っており、平成24年度及び平成25年度に地域生活へ移行した人は、それぞれ20施設45人、14施設37人と、平成20年度をピークに減少傾向にあります。

これは、第3期までの計画を通じて、グループホーム・ケアホーム（ケアホームは平成26年4月からグループホームに一元化）の整備等を推進し、地域生活への移行を進めた結果、移行が可能な人は既に移行を果たされ、現在、施設に入所している方は、高齢化や障害の重度化が進んだ人が多く、また、家族の高齢化などの家庭の事情により、地域生活への移行が困難な方の割合が高くなっているためと推測されます。

一方、平成25年4月（一部平成26年4月）に施行された障害者総合支援法では、障害のある人に対する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者の養成や派遣を行う事業、並びに、後見・保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修などが、地域生活支援事業として追加されるなど、地域生活移行・地域定着支援を行うための体制づくりが進められています。

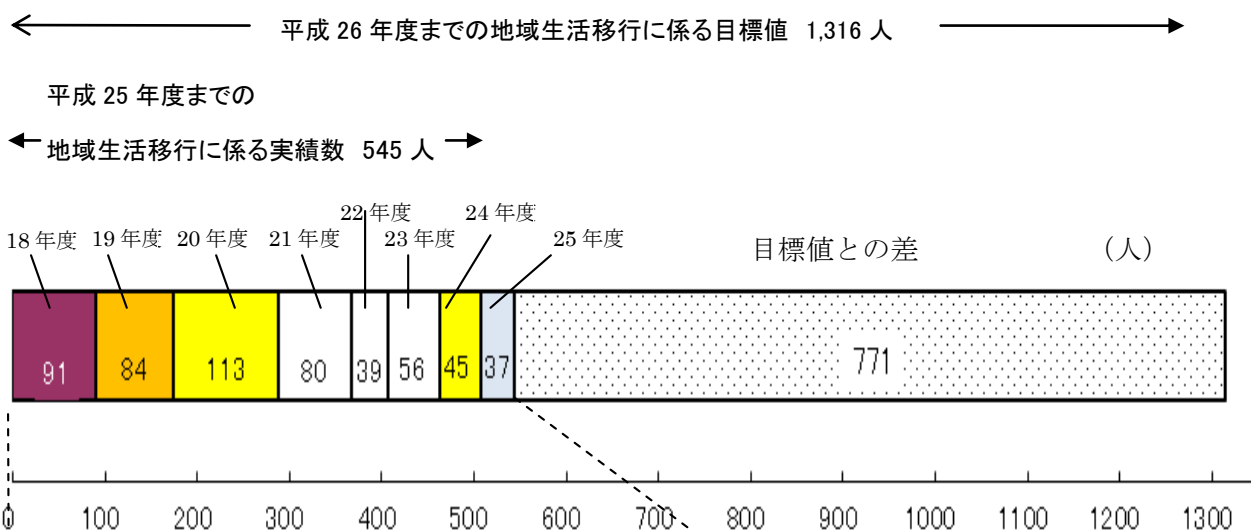
第4期計画では、高齢の人や障害の重い人であっても、地域での継続した生活が可能となるように、特にグループホームや短期入所（ショートステイ）の量的拡充、障害の重い人の地域生活を支援する障害福祉サービスの充実、地域で自立して安心して生活するための相談支援体制の充実等が求められます。

【地域生活への移行状況】

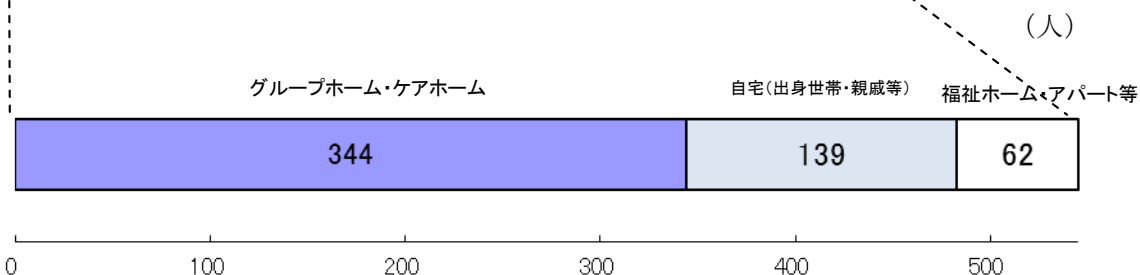
	施設数	施設定員数	地域生活移行状況			
			24年度		25年度	
			施設数	人数	施設数	人数
障害者支援施設	69	4,218人	20	45人	14	37人

※ 施設数及び施設定員数は平成26年4月1日現在

【地域生活移行に係る目標値に対する達成状況】



【地域生活移行者累計545人の移行先内訳】



(2) 成果目標の設定

ア 地域生活移行者数及び施設入所者数

平成 29 年度末における地域生活移行者数及び施設入所者数に関する具体的な成果目標を次のとおり設定し、地域生活を希望する施設入所者の計画的な移行を進めていきます。

国の基本指針では、平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成29年度末時点における福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減することを基本とするとされています。

なお、平成26年度末において、第3期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成29年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定するとされています。

県は第3期計画で、国の基本指針に即し地域生活移行者数の目標値を平成17年10月1日現在の施設入所者数4,385人の30%である1,316人としましたが、計画期間終了時の平成26年度末の未達成数は734人と推計されます。

第4期計画では、引き続き国の基本指針に即し、下記のとおり目標値を設定します。なお、改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた人（18歳以上の人に限る。）であって、経過措置として障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等としての指定を受けた施設に引き続き入所している人の数を除いて設定します。

	平成 25 年度末現在の施設入所者数 (A)	3,962 人
目 標 値	平成 29 年度末までの地域生活移行者数	1,117 人
	第 3 期計画末の未達成見込み	734 人 (B-C)
	平成 25 年度末未達成数を除く 平成 25 年度末施設入所者数 の 12%	383 人 (A-B) × 12%
	平成 29 年度末までの削減数 (B)	158 人 (A × 4.0%)
	平成 29 年度末における施設入所者数 (A-B)	3,804 人

平成 25 年度末までの未達成数 771 人 (B)

平成 26 年度は 25 年度と同数 37 人が移行と仮定 (C)

イ 障害者支援施設の必要入所定員総数

必要入所定員総数とは、障害者支援施設の入所者数を合算したもので、施設入所者の地域生活への移行数や在宅からの新たな施設入所者数を勘案しています。

平成 26 年 4 月 1 日現在における入所定員総数は、施設入所支援 69 施設 4,218 人となっています。

平成 29 年度末までに平成 25 年度末時点の施設入所者数の 4%以上を削減するこ

とを基本とする国の基本指針を踏まえ、本計画の計画期間の各年度における本県障害者支援施設の必要入所定員総数を、次のとおり設定します。

なお、改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等であって、経過措置として障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等としての指定を受けた施設（4施設 201人）を除いて設定しています。

【必要入所定員総数】

(単位：人)

区 分	26年4月1日現在	27年度	28年度	29年度
総 数	4,218	4,162	4,106	4,049

(3) 目標達成のために必要と考えられる施策

地域生活への移行を進めるに当たっては、施設に入所している人が地域生活に魅力を感じられるような啓発活動を行うほか、地域へ送り出す施設の取組と受け入れる地域の取組の両面からの支援が必要です。地域の取組としては、住まいの場や日中活動の場などの社会資源の計画的な整備、地域住民の障害や障害のある人に対する理解や、地域で生活していくための相談支援体制による継続的な支援が不可欠です。具体的には、中心的な住まいの場となるグループホームの整備及びグループホーム利用者の金銭的負担を軽減するための支援、障害の重い人へのサービスの充実、ショートステイ等の緊急時に対応できる体制の整備、地域住民の理解を促進するための講演会の開催など、地域生活移行策の推進が必要です。更に、定期的な障害福祉サービス利用の見直し等、地域定着のための相談支援体制の充実も求められます。

(4) 本計画期間の取組

上記の目標を達成するための、本計画期間の取組は次のとおりです。

○ 入所施設の取組の強化

地域で自立した日常生活や社会生活を送るためには、施設入所中から移行後の地域生活を想定した日常生活、健康管理、金銭管理などの生活訓練を計画的に実施することが重要です。そのため、一人ひとりの状態・意向に合わせてサービス等利用計画を作成する相談支援専門員や個別支援計画を策定するサービス管理責任者に対して、研修（現任者研修、専門コース別研修）を実施するなど、計画の質の向上に努め、地域生活移行に向けた施設の取組を支援していきます。

障害者入所施設の報酬については、定員数区分により、段階ごとに報酬単価に違いがあり、よりきめ細かなサービスを提供できる定員数の少ない区分ほど報酬単価が高く設定されています。

今後の施設の効率的な運営に向けての検討に資するため、このことについて、周知を図ります。

○ 住まいの場の確保

福祉施設から地域に移行する際の主な住まいの場となるグループホームについては、在宅の障害のある人の需要も踏まえると潜在的な需要はより大きいと考えられることから、拡充する必要があります。

このため、グループホームを整備する場合の経費助成や運営費用の助成を引き続き行います。

なお、グループホームの利用者（利用者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税を課税されている場合を除く。）に1万円を上限として家賃を対象とする補足給付が行われ、経済的負担が軽減されます。

また、既存の戸建て住宅を活用する場合、一定の条件を満たせば、寄宿舍への用途変更を不要とする本県独自の建築基準法の規制緩和策や、県有地あるいは県営住宅等の公営住宅を活用したグループホームの整備促進を図っていきます。

あわせて、グループホームの開設から運営までをサポートするため、グループホームの設置・運営について精通した支援コーディネーターによる説明会、見学会、相談会を開催し、グループホーム整備促進支援制度を推進していきます。

更に、市町村の実施する福祉ホームの運営についても、引き続き支援していきます。

また、共同生活よりも1人で暮らしたいというニーズに応えるために、グループホームの新たな支援形態の一つとして平成26年4月から創設された本体住居との連携を前提としたサテライト型住居の設置について、グループホーム運営事業者に働きかけていきます。

一般住宅へ入居する人への支援としては、市町村事業である住宅入居支援等事業（居住サポート事業）や愛知県あんしん賃貸支援事業の推進を図ります。

○ 日中活動の場の確保

NPO法人などの多様な事業主体の新規参入を促し、生活介護や就労継続支援などのサービスの拡充に努めます。また、短期入所（ショートステイ）については、単独設置のみならず、他のサービスとの併用設置や、入所施設等の空床を利用した設置など、様々な形態により量的な整備を促進します。更に、医療機関の協力を得て医療的ケアを提供できる事業者や、精神障害を含む各種の障害に対応できる事業者等、質的な拡充も働きかけていきます。

また、障害のある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるため、児童発達支援センターを地域における中核施設として位置付け、未就学の障害児に支援を行います。

○ 重症心身障害児者の支援

介護されている御家族が高齢化していることから、愛知県心身障害者コロニー再編整備後の医療療育総合センター（仮称）、青い鳥医療療育センター、第二青い鳥学園改築後の三河青い鳥医療療育センター及び「障害者福祉減税基金」を活用した民間法人による重症心身障害児者の施設を地域の拠点施設として短期入所サービスや日中支援サービスを行い在宅支援の充実を図っていきます。

また、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者が身近な地域で短期入所サービスを利用できるよう、福祉型短期入所事業所における受入体制の強化に対し助成を行います。

なお、平成24年4月から、一定の研修を受けた介護職員は、一定の条件の下に喀痰吸引や経管栄養の医療行為を実施できることになり、登録喀痰吸引等事業者において医療的ケアが行われることになりました。県では、こうした登録喀痰吸引等事業者の拡充を促進していきます。

更に、平成26年4月から、重度訪問介護の対象者に、常時介護を要する重度の肢体不自由者に加え、行動上著しい困難を有し、常時介護を要する、知的障害、精神障害のある人へも拡大されたところであり、重度訪問介護について、支援の充実を推進します。

○ 地域における理解の促進

平成28年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）では、国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとされています。

県では、地域で暮らす障害のある人に対する地域住民の理解を促進するためのNPOとの協働による講演会、平成28年度第16回障害者芸術・文化祭など障害のある人が制作した芸術作品を鑑賞できるアート展や、障害の種別に応じたスポーツ大会などを開催し、障害のある人の活躍の場を広げていくとともに、障害に対する理解の促進を図ることにより社会的バリアを取り除き、障害のある人を社会全体で支えられるよう取組を推進します。

更に、視聴覚障害者情報提供施設の設置などにより、コミュニケーション環境の充実強化を図ります。

○ 地域生活の相談支援体制の整備・充実

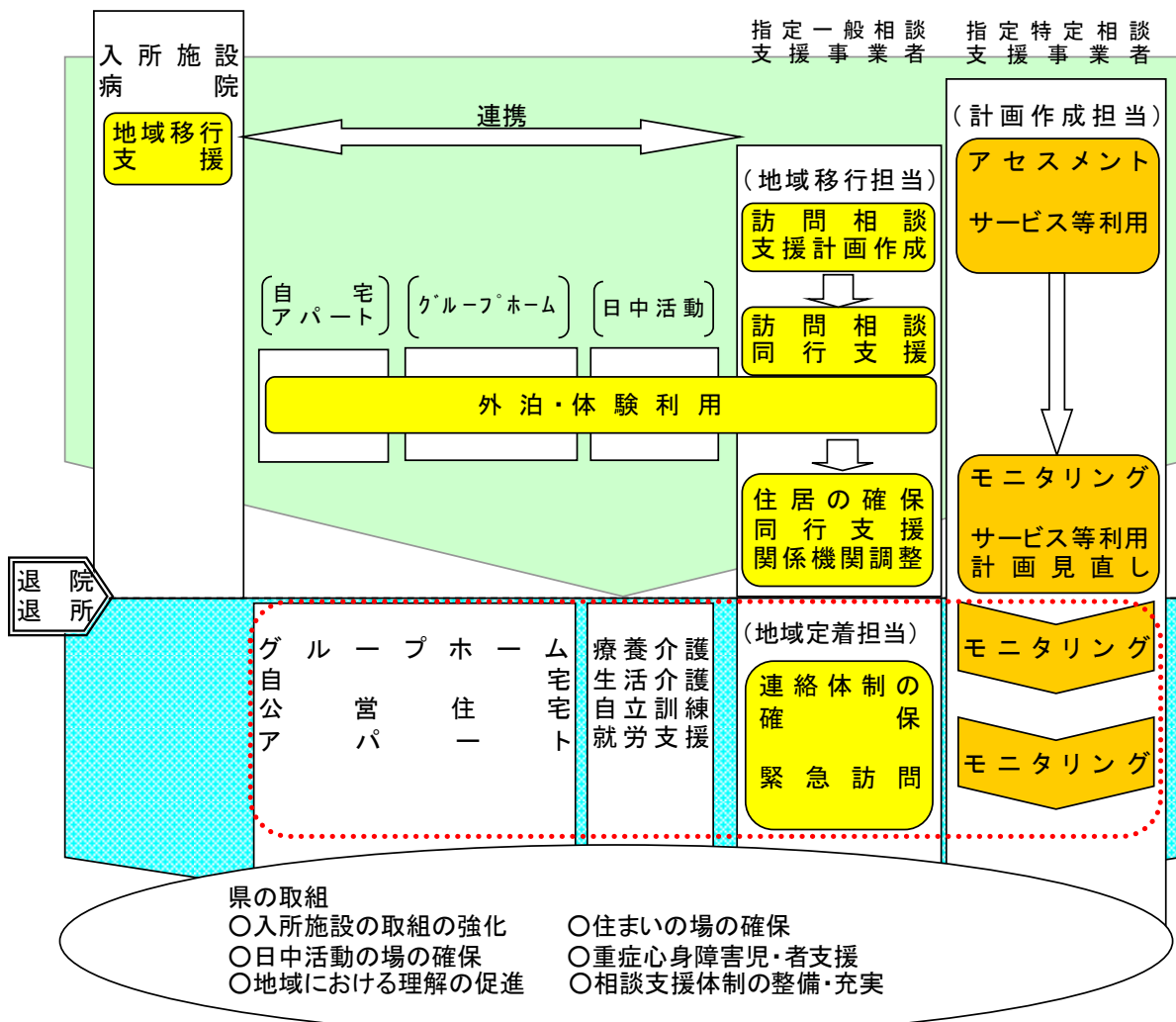
市町村では、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、労働・教育・医療等関連する分野の関係者等からなる協議会を活用し、基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所間のネットワークや地域資源の整備、サービス等利用計画を踏まえた支援体制を確立していくためのシステムづくりを進めています。

県では、こうしたシステムが円滑に機能するよう、相談支援専門員を養成する相談支援従事者研修を実施するなどして、相談支援体制を担う人材の育成を行うとともに、相談支援に関するアドバイザーを設置し、地域では対応困難な事例や専門分野に係る助言、相談支援事業者のスキルアップに向けた指導を行うとともに、愛知県障害者自立支援協議会や圏域会議を開催するなど、市町村の相談支援体制の充実に支援していきます。

一方、県に障害者権利擁護センターを設置し、市町村との連携を図るとともに、相談支援窓口職員を対象とした障害者虐待防止、権利擁護研修を実施する等、障害者虐待の防止に取り組んでいきます。

更に、成年後見制度利用推進に向けての研修を実施し、成年後見制度の普及啓発にも取り組んでいきます。

【地域生活への移行に向けた取組み】



※入院患者はモニタリング対象ではないため精神科病院からの依頼を受けて地域移行支援につなげる。

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国は、平成 26 年 3 月に精神障害者の医療の提供を確保するための指針（良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針〔平成 26 年 3 月 7 日厚生労働省告示第 65 号〕）を示し、入院中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現に向けて、精神障害のある人に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者が目指すべき方向性を定めました。県においてもこの指針を受けて、入院中の精神障害のある人の地域生活移行を積極的に進めていきます。

(1) 第 1 期、第 2 期及び第 3 期計画の評価

国の基本指針を踏まえ、第 1 期、第 2 期計画では、社会的入院を余儀なくされている精神障害のある人全ての退院を目指し、精神科病院に入院中の退院可能精神障害者について目標値を定めました。しかしながら、厚生労働省は、「退院可能精神障害者」は抽象的であり、客観的に分析・評価することが難しいとして、第 3 期計画においては、「1 年未満の入院者の平成 26 年度における平均退院率を 76%にすることを新たな指標として示したことから、本県では、国の指標と同一の目標値を定めました。

県では、入院している精神障害のある人のより早期の退院、地域生活移行を促進するために、地域生活移行に関する専門家の養成研修や関係者の理解促進のための研修の実施や、障害及び障害者に対する県民理解促進事業、こころの健康フェスティバルによる啓発活動等により、精神障害のある人の地域生活移行の促進の取組を進めてきました。

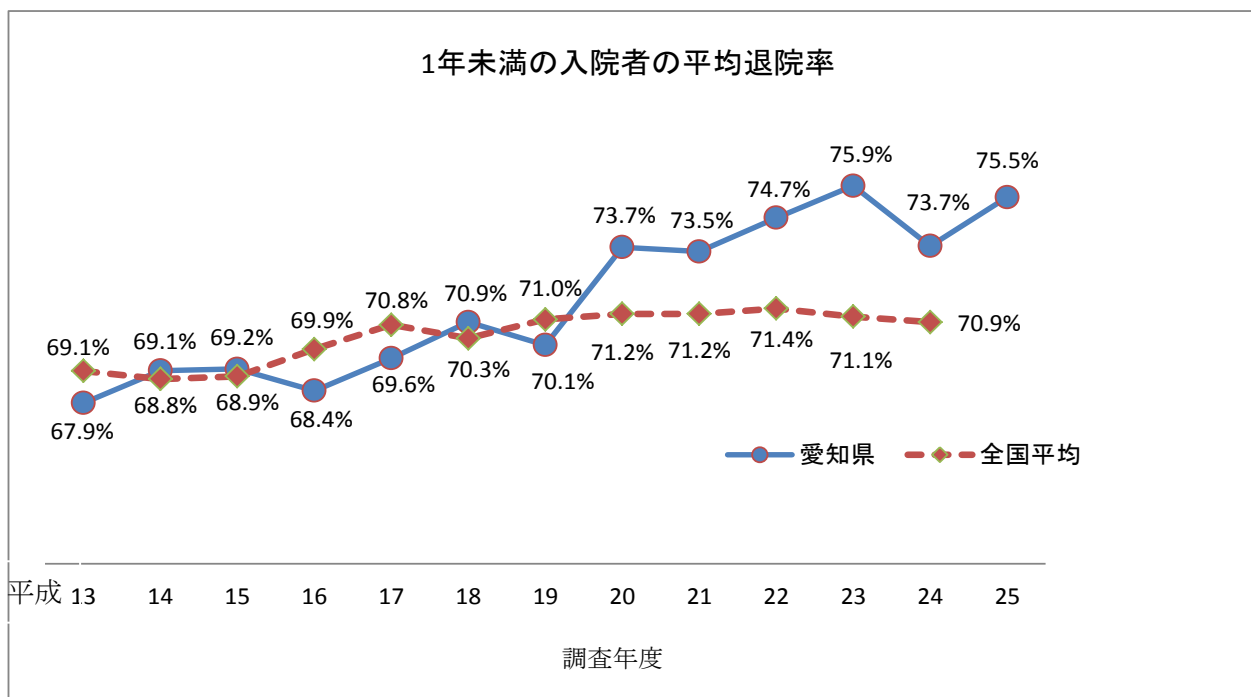
平成 25 年度調査の平均退院率は、全国平均を上回る 75.5%となっており、おおむね目標値を達成しています。

今後、より一層の地域生活移行を図るためには、退院後の総合的な地域生活支援のための取組が不可欠です。

【1 年未満の入院者の平均退院率（各年 6 月末現在）】

区 分	22 年	23 年	24 年	25 年	第 3 期計画の 目標（26 年）
平均退院率	74.7%	75.9%	73.7%	75.5%	76%

※厚生労働省精神科病院調査（愛知県分）から算出



(2) 成果目標の設定

本県では、国の基本指針に即し、第3期計画では、1年未満の入院者の平成26年度における平均退院率を76%としました。

国は、精神保健福祉法に基づき定められた「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」で示された方向性を踏まえ、第4期計画では第3期の目標に換えて、入院後3か月経過時点の退院率の上昇及び入院後1年経過時点の退院率の上昇並びに在院期間1年以上の長期在院者数の減少を新たな成果目標としました。

これらの3つの目標値の具体的な内容は以下のとおりです。

① 入院後3か月経過時点の退院率（目標値64%以上）

新たに入院する患者の早期退院を促進するため、急性期（入院から3か月未満）の患者に対し手厚く密度の高い医療を提供するための機能を確保する。

② 入院後1年経過時点の退院率の上昇（目標値91%以上）

在院期間の長期化に伴い社会復帰が難しくなることを踏まえ、在院期間が1年未満で退院できるよう、退院に向けた取組を行いつつ、必要な医療を提供するための体制を確保する。

③ 在院期間1年以上の長期在院者数の減少（目標値18%以上）

既に1年以上の入院をしている重度かつ慢性の患者以外の長期在院患者に対しては、退院支援や生活支援等を通じて地域移行を推進する。

また、状態像に併せた医療を提供するための体制を確保する。

第4期計画では、この国の基本指針を踏まえ、平成29年度末における精神障害

のある人の地域移行に関する具体的な数値目標を次のとおり設定し、入院中の精神障害のある人の地域生活への計画的な移行を進めていきます。

目 標 値	① 平成 29 年度における入院後 3 か月経過時点の退院率	64%
	② 平成 29 年度における入院後 1 年経過時点の退院率	91%
	③ 平成 29 年 6 月末時点における長期在院者数の平成 24 年 6 月末時点からの減少率	18%

(3) 目標達成のために必要と考えられる施策

目標を達成するに当たっては、新たな長期入院患者、いわゆる「ニューロングステイ」の予防と長期入院の解消の両面が求められます。

精神障害のある人の地域移行を着実に進めるためには、退院に対する入院者の意識を高めることや家族の理解及び協力を得ることのほか、送り出す病院側と受け入れる地域との連絡調整や、移行後もその地域で安心して生活できるように支援するシステムづくりが必要です。

具体的には、医療と福祉双方の関係者の連携を推進し、入院中から、地域生活移行の準備に向けた日中活動の体験利用や宿泊体験、退院後の住居の確保の支援や退院後の生活に関わる機関との連絡調整を行うことや、地域生活移行した後の生活を支えていくために、グループホーム等の住まいの場、日中活動の場、デイ・ケア、訪問系サービス、ショートステイなどの社会資源を計画的に整備していくこと等が考えられます。

また、地域で精神障害のある人が生活していくためには、地域住民の理解や協力が不可欠です。

(4) 本計画期間の取組

上記の目標を達成するための、本計画期間の取組は次のとおりです。

○ 地域生活移行に向けた支援

入院中の精神障害のある人の地域生活への移行を促進するため、保健所のスタッフが、医療と福祉を結びつけるコーディネーターの役割を果たしつつ、相談支援事業者や精神科病院ケースワーカーと連携しながら、地域生活移行に向けた支援や継続的な相談支援を行い、入院中の精神障害のある人がスムーズに地域生活移行に取り組めるように支援していきます。

また、ニューロングステイの予防のため、医療と福祉の双方の関係者を対象とする合同研修会を開催していきます。

○ 地域定着のための支援

地域生活移行した精神障害のある人ができる限り再入院することなく地域生活を継続していくためには、診療を受ける必要があるにもかかわらず中断している者や長期入院後退院して病状が不安定な者に対して、精神障害者アウトリーチ（訪問支援）などの適切な支援を行うことが重要となります。

地域で生活するために必要な医療のアクセスを確保するために、保健所を中心とした医療機関、福祉サービス事業所と有機的な連携の構築を目指していきます。

○ 住まいの場の確保

グループホームの整備等について、「第4章 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (4)本計画期間の取組 ○住まいの場の確保」に記述があるとおり、その拡充を図っていきます。

更に、家庭、アパート等の家主、グループホーム等移行先との調整が重要となりますので、この役割を担う相談支援事業者が地域関係機関と連携するための支援を市町村とともに推進していきます。

○ 日中活動の場の確保

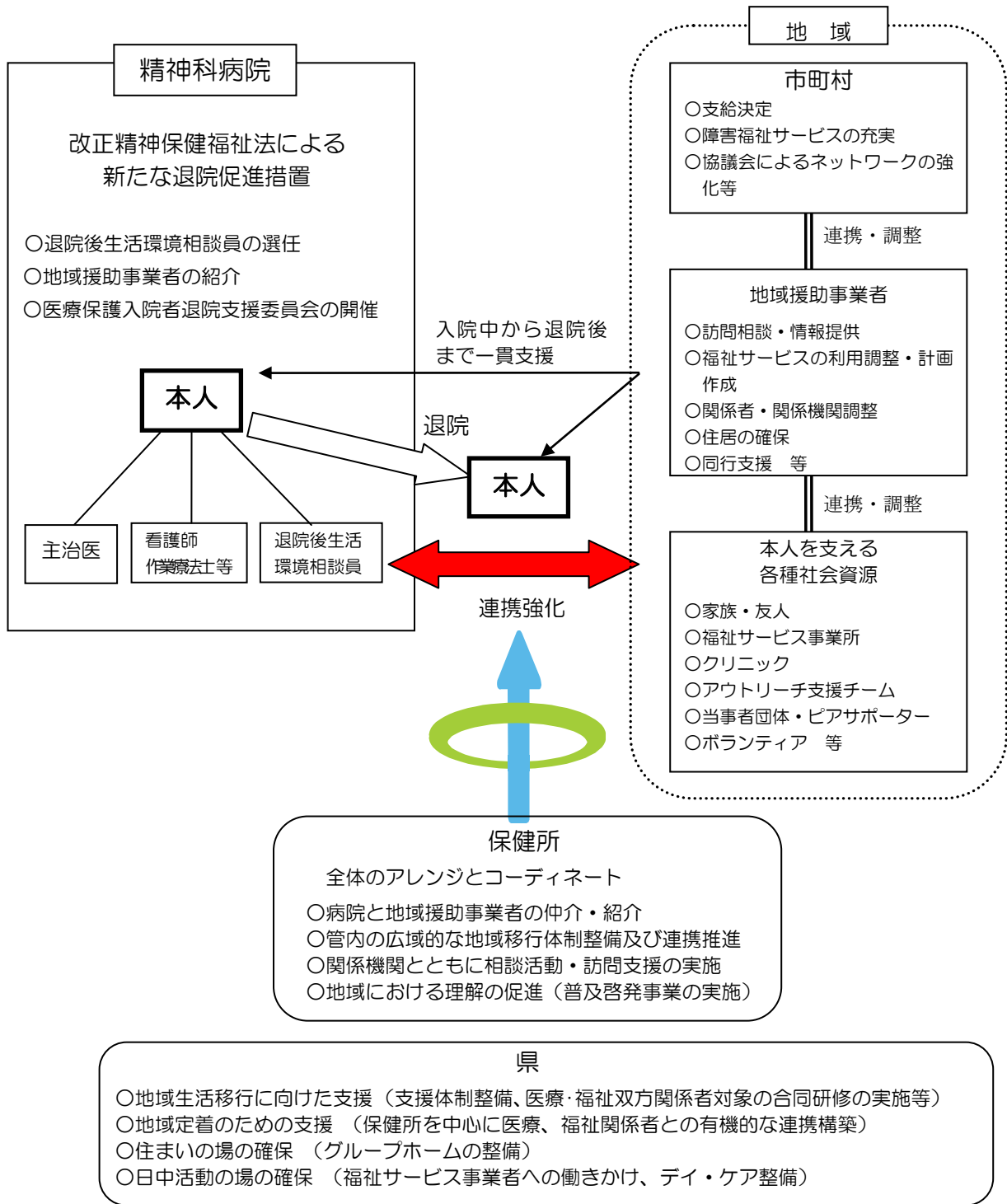
「第4章 1(4) ○日中活動の場の確保」に記述したとおり、障害福祉サービスの質量両面の拡充に向けた取組を進めていきます。

更に、生産活動・創作的活動や交流活動の機会を提供する場の確保は一定程度進んだものの、地域によって格差があることから、遅れている地域においてデイ・ケア施設の整備や、訪問系サービス、ショートステイの充実に努めるとともに、障害福祉サービス事業者に対して精神障害のある人も対象とするよう一層働きかけていきます。

○ 地域における理解の促進

市町村や関係団体とともに、地域における精神障害についての理解の促進に努めてきましたが、いまだ十分とは言えない状況であることから、「第4章 1(4) ○地域における理解の促進」に記述した取組に加え、引き続き「こころの健康フェスティバル」を開催し、精神障害についての基本的な情報の提供や精神障害のある人との交流等を通じて正しい理解が広まるよう、努めていきます。

「医療」と「地域・福祉」の連携強化による地域移行促進
及び県の取組の概念図



3 地域生活支援拠点等の整備

(1) 成果目標の設定

今後、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する人に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし・グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。

国の基本指針では、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進するため、各地域内で、地域生活支援の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点（以下「地域生活支援拠点」）の整備を図ることとされています。

なお、障害者支援施設を地域生活支援拠点とする際には、当該施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行、地域との交流機会の確保、地域の障害のある人等に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとする必要があるとされています。

また、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）の整備を行う場合、個々の機関が有機的な連携の下に障害者等に対する支援を確保していることが必要であるとされています。

そして、こうした地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とするとされています。

第4期計画では国の基本指針に即し、下記のとおり目標値を設定します。

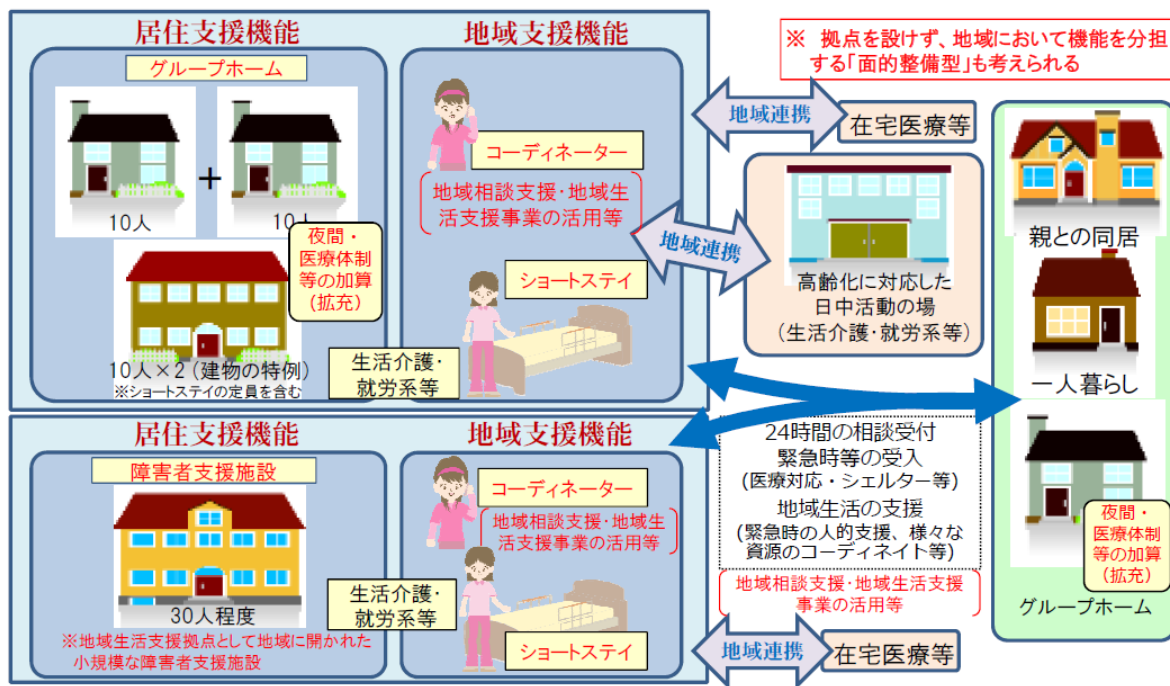
目 標 値	平成29年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備する。
--------------	--

(2) 本計画期間の取組

地域生活支援拠点等の整備については、地域での課題に応じて、小規模な障害者支援施設やグループホームを核として、相談機能、地域支援機能、在宅医療等との連携などの機能をどのように付加し、整備していくかについて、個別の状況に応じて検討を進める必要があり、市町村の取組状況を集約しながら、市町村、圏域ごとの整備について働きかけていきます。

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想
(地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



4 福祉施設から一般就労への移行

障害のある人の一般就労は、自立した地域生活を安定かつ継続的に営んでいく上で重要な要素です。

平成 18 年 4 月には、精神障害のある人に対する雇用対策の強化、在宅就業者に対する支援、福祉施設との有機的な連携を柱とする障害者雇用促進法の改正が行われ、更に平成 21 年には中小企業における障害のある人の雇用の促進を図るための同法の改正が行われ、障害のある人への就労支援策の拡充が図られました。(平成 30 年度からは、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることとされています)。

なお、平成 25 年 4 月 1 日からは、障害者の法定雇用率が引き上げられ(例えば民間企業は 1.8%から 2.0%に引上げ)、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員 56 人以上から 50 人以上となりました。

また、同じく平成 25 年 4 月に「障害者優先調達法」が施行され、国や地方公共団体等に物品等の調達方針の作成や実績の公表等が義務付けられました。

県は、就労移行支援事業等の実施や労働施策との連携を通じて、一般就労への移行を積極的に進めるとともに、障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な福祉施設利用者も地域で自立した生活が送れるよう、工賃水準を改善し、就労意欲の向上に取り組んでいきます。

◆ 福祉施設利用者とは、次の施設・事業の利用者を指します。

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の各事業

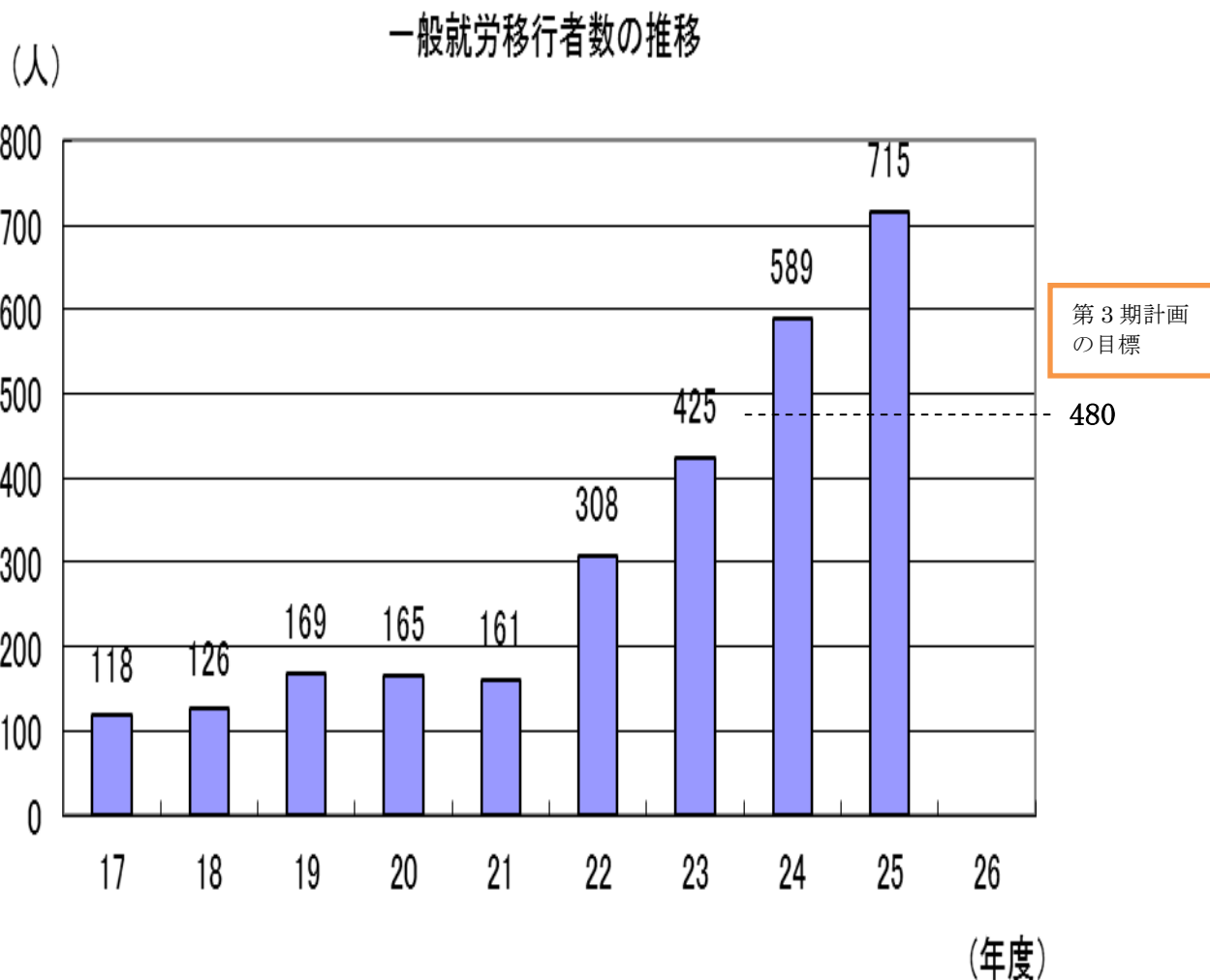
※一般就労に移行した者とは、一般企業へ就職した者、在宅就労した者、自ら起業した者をいい、就労継続支援（A型）の利用者になった者は含みません。

(1) 第 1 期、第 2 期及び第 3 期計画の評価

本県において、福祉施設から一般就労へ移行した人は、平成 18 年度 126 人、19 年度 169 人、20 年度 165 人、21 年度 161 人、22 年度 308 人、23 年度 425 人、24 年度 589 人、25 年度 715 人と、ここ数年大きく増えています。

【福祉施設（障害福祉サービス）からの一般就労移行者の状況（平成 25 年度）】

	就労移行支援	就労継続支援		生活介護	自立訓練		合計
		A 型	B 型		機能訓練	生活訓練	
施設数	79	64	59	2	1	7	212
就労者数	468 人	122 人	106 人	3 人	1 人	15 人	715 人



なお、特別支援学校高等部卒業生の進路動向をみると、全国平均に比べ、福祉施設等の利用割合は低く、就職割合が高くなっています。

【特別支援学校高等部卒業生の状況（平成 26 年 5 月 1 日現在）】（単位：％）

区 分	愛 知 県	全 国
福祉施設等の利用割合	59.9	64.2
就 職 割 合	33.4	28.4

一方、受入れ側となる民間企業の状況に目を向けると、平成 26 年 6 月現在の障害のある人の実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合は、1.74%と 41.9%で、ともに全国平均を下回っています。

【民間企業における障害者の実雇用率（平成 26 年 6 月 1 日現在）】

区 分	愛 知 県	全 国
実 雇 用 率 (%)	1.74	1.82
法定雇用率達成企業 (%)	41.9	44.7

引き続き、労働・教育・医療等の関係機関と民間企業等が連携を密にし、障害に関する理解を深めるとともに、就労支援策や職域の拡大等について検討していく必要があります。また、障害のある人やその家族等に対しては、一般就労や雇用支援策に関する情報の提供を行い、障害のある人の一般就労を進めていく必要があります。

(2) 成果目標の設定

国の基本指針では、平成 29 年度における、福祉施設から一般就労への移行者数を、平成 24 年度実績の 2 倍以上とすることを基本とするとされています。

第 1 期計画では、平成 17 年度の本県における福祉施設から一般就労への移行状況は、全国平均とほぼ同水準にあったことから、国の基本指針同様、平成 17 年度実績（118 人）の 4 倍に相当する 480 人を平成 23 年度における年間一般就労移行者数の目標値としました。

第 2 期、第 3 期計画でも、同数を目標値として一般就労への移行を推進したところ、平成 25 年度に民間企業における障害者の法定雇用率が 1.8%から 2.0%に引き上げられ、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が従業員 56 人以上の事業主から従業員 50 人以上の事業主に変わったこともあり、過去最高の就労移行者数（715 人）となりました。

第 4 期計画では、国の基本指針に即し、下記のとおり目標値を設定します。

【福祉施設利用者の年間一般就労移行者数】

平成 24 年度一般就労移行者数	589 人
目 標 値	平成 29 年度における 年間一般就労移行者数 1,178 人 (24 年度実績比 2 倍)

また、国の基本指針では、福祉施設における就労支援を強化する観点から平成 29 年度末における就労移行支援事業利用者数を平成 25 年度末から 6 割以上増加することを目指すとされています。

これに相当する県の数値は、2,374 人となります。

【福祉施設利用者に占める就労移行支援事業利用者数】

平成 25 年度末就労移行支援事業利用者数	1,484 人
目 標 値	平成 29 年度末における就労移行支援事業利用者数 (25 年度末から 6 割増)

更に、平成 29 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上を達成する事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すとしており、目標として設定します。

目 標 値	平成 29 年度末における就労移行率 3 割以上を達成する就労移行支援事業所	全体の 5 割以上
-------	--	-----------

(3) 目標達成のために必要と考えられる施策

福祉施設から一般就労への移行を進めるに当たっては、まず、福祉施設における利用者に対する一般就労に向けた支援を促進する必要があるとあり、就労移行支援に取り組む事業者の育成と量的確保が必要です。

一般就労への移行の促進には、労働分野の施策の強化も重要です。具体的には、職業能力の開発のための訓練の場の充実や、事業主等への障害のある人の雇用に関する啓発が必要とされます。そして、労働関係機関の現行の様々な就労支援策が積極的に活用されるよう、県や国の労働局などの関係機関が一層連携を強化することが特に求められます。

一方で、一般就労へ移行することが困難な人の働く場の確保も必要です。また、福祉施設における工賃の向上施策を推進する必要があります。

(4) 本計画期間の取組

上記の目標を達成するための、本計画期間の取組は次のとおりです。

○ 一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援

福祉施設における一般就労に向けた取組を強化するため、生産活動の指導や職場

探し、職場定着支援などの取組を、地域における就労支援のネットワークを活用して、促進していきます。

○ 就労移行支援事業者の確保

特に一般就労への移行について、サービス管理責任者等研修や事業者への説明会を通じて、事業所内や企業における活動や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着の支援等を行う就労移行支援事業に取り組む事業者の育成と量的確保及びサービスの質の確保（一般就労に結びつける能力の強化）を図ります。

また、障害のある人が職場に適応できるよう職場に出向いての直接支援を行ったり、事業主や職場の従業員に対して、障害のある人の職場適応に必要な助言や職場環境の改善を提案する職場適応援助者（ジョブコーチ）の配置について就労移行支援事業者に働きかけていきます。

○ 職業能力開発支援

県の障害者職業能力開発施設においてニーズに対応した実践的かつ効果的な訓練の実施に努めるとともに、企業、社会福祉法人、NPO法人などを活用した多様な委託訓練の充実を図っていきます。

○ 企業等に対する働きかけ・支援

障害者雇用に対する事業主等の理解と協力を得るため、事業主等を対象としたセミナーの開催など障害者雇用に関する周知・啓発や、障害者就職面接会の開催などを行うとともに、一層の雇用促進を図るために雇用率未達成企業への働きかけを実施していきます。また、障害者就業・生活支援センターと地域経済団体等との連携を強化し、就労及び定着を推進します。

○ 労働関係機関の就労支援策の活用

福祉施設から一般就労への移行を促進していくためには、職業相談・職業紹介を実施する公共職業安定所（ハローワーク）を始め、専門的な職業リハビリテーションを行う愛知障害者職業センター、就業と生活の両面から支援を行う障害者就業・生活支援センターなどの支援や、それらの機関が実施する障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）、委託訓練事業等の雇用施策を、障害のある人に積極的に活用していただくことが必要です。

様々な就労支援策が活用されるように、就労移行支援事業者の確保・育成を図る健康福祉部と、障害のある人の雇用の促進を図る産業労働部の一層の連携を図りつつ、国の機関である愛知労働局や愛知障害者職業センター等関係機関との連携を強化し、地域における就労支援のためのネットワーク化を進め、障害のある人やその家族に対し、適切な情報提供に努めます。

○ 一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等

障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な人の働く場を確保するため、

就労継続支援事業者の確保及び育成に努めていきます。

なお、福祉施設利用者の工賃水準は全国的にも低い状況にあります。福祉施設利用者の工賃水準の改善、就労意欲の向上や技術向上などを図り、一般就労へつなげるため、官民一体となって障害のある人の福祉的就労の底上げを行う必要があります。このため販路拡大や業務改善等を支援する経営コンサルタント等の派遣及び福祉施設等の職員研修の実施等により工賃向上のための取組を推進していきます。

また、障害者多数雇用企業等への優先発注制度や、障害者優先調達推進法の規定により国や地方公共団体等が策定する調達方針に基づいて、障害者就労支援施設等が供給する物品や役務の優先発注を推進していきます。

○ 特別支援学校におけるキャリア教育の推進

障害のある子どもの自立と社会参加を目指し、特別支援学校では小学部、中学部、高等部の発達段階や障害特性に応じた、一貫したキャリア教育を推進します。

また、関係機関と連携した就労支援で、障害のある生徒の学校生活から社会生活への円滑な移行を図ります。

【福祉施設の平均月額工賃の状況（平成25年度）】 平均工賃額：33,941円

区分	就労継続支援事業（A型）	就労継続支援事業（B型）
平均（円）	71,252	15,318

※平成26年5月に行った平成25年度工賃月額調査で回答のあった498施設の状況

参考 福祉施設の平均月額工賃（平成24年度）全国との比較

区分	就労継続支援事業（A型）	就労継続支援事業（B型）
全国	68,691円	14,190円
愛知県	73,379円	15,200円

【障害者多数雇用事業所への県有物品等優先発注の状況】

年度	件数	金額（千円）
平成23年度	318件	44,554
平成24年度	275件	24,366
平成25年度	314件	25,202

【障害者就労施設等からの物品等の調達実績（愛知県）】

年度	件数	金額（千円）
平成24年度	66件	3,693
平成25年度	88件	4,586

【障害者就労支援施設等が供給する物品や役務・生産活動の主な内容】

物品	①事務用品・書籍、②食料品・飲料、③小物雑貨、④その他の物品
役務	①印刷、②クリーニング、③清掃・施設管理、④情報処理・テープ起こし、⑤飲食店等の運営、⑥その他のサービス・役務

福祉施設を利用している障害者が就職・定着するまでの標準的な支援

